

小型移動式クレーン運転技能講習ご案内

(和歌山労働局登録教習機関)

登録番号 小型移動式クレーン第623号-1

社団法人 日本クレーン協会和歌山支部

労働安全衛生法第76条に基づく小型移動式クレーン運転技能講習を次の通り実施します。

1. 日 時 (学科) 平成 19年 6月 13日 (水) 学科は午前9:00～午後5:00
6月 14日 (木) (学科の受付は8:30～から8:50)
(実技) 6月 15日 (金) 実技の開始は午前8:30より

2. 場 所 (学科) 上富田町商工会
上富田町朝来763番地
(実技) 上富田町スポーツセンター多目的グラウンド駐車場
上富田町朝来3871番地

3. 講習科目

- (1) 小型移動式クレーンに関する知識
- (2) 原動機及び電気に関する知識
- (3) 小型移動式クレーン運転のために必要な力学に関する知識
- (4) 関係法令
- (5) 実技

4. 受講資格 満18歳以上の方はどなたでも受講できます。

- (1) 講習科目の免除を受けることができる者

資 格 等	免 除 科 目
①クレーン運転士の免許を取得した者	・力学に関する知識 ・移動式クレーンの運転の ための合図
②床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	
③玉掛け技能講習を修了した者	

- (2) 上記の科目免除を受けようとする者は、各々その資格を証する書面(免許証の写等)を受講申込書に添付して下さい。(裏と表をコピーして下さい)
(申込み時に科目免除の申告がない場合は、全科目の受講となります。)

5. 受講手続き

受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて下記へお申し込み下さい。

- (1) 申込委託先

(社)和歌山県労働基準協会 田辺支部

(TEL 0739-22-2422)

646-0036 田辺市上屋敷2丁目1-54

(FAX 0739-24-6637)

- (2) 添付するもの 免許証用写真2枚(横24mm×縦30mm)1枚は受講申込書に貼り付け

- (3) 受講料 1名につき 21,700円(但し、テキスト代1,700円を含む)

6. 定 員 50人(定員になり次第締め切ります)

7. 携行品 (学科) 受講票、テキスト、筆記用具

(実技) 上記のほか作業衣、保護帽(安全帽)、安全靴又は作業用靴着用
筆記具、印鑑(修了証受領)

8. その他

(1) 所定の全科目を受講し、かつ修了試験(学科、実技とも)合格者には「修了証」を交付します。

(2) 申込み後の取消は、休日を除く講習3日前までとし、その後の取消及び欠席については受講料の返金はできません。

申込みには、「写真2枚」が必要です。申込書右上に指定のサイズの写真を貼り付け
して下さい。(もう1枚の写真の裏面には氏名を記入の上、クリップ等で留めて下さい。)